

60. 昭和35年度民間学術研究機関補助金の交付について

〔諮問〕

文大術第24号

日 本 学 術 会 議

昭和35年度民間学術研究機関補助金の交付について、別紙の機関から申請がありましたので、「民間学術研究機関の助成に関する法律」（昭和26年法律第227号）第5条第2項の規定により、審査の方針および対象の範囲について諮問します。

昭和35年5月18日

文 部 大 臣 松田 竹千代

注) 民間学術研究機関補助金申請機関は、答申の申請研究機関名と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第391号

昭和35年6月3日

文部大臣 松田竹千代 殿

日本学術会議会長 和達清夫

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第2項の規定による  
諮問について

(昭和35年5月18日付文大術第24号に対する答申)

標記のことについて、本会議学術体制委員会の審議の結果に基づき、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号ないし第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 学術上特色ある研究を行って、その研究業績が優秀顕著であり、現に相当充実した研究員、研究施設をもって研究活動を継続している研究機関を重視すること。
- (2) 研究機関の維持運営は、その研究活動と不可分であることにかんがみ、単に維持運営の困難性のみでなく、学術の急速な進歩に即応して研究機関としての機能を発揮するために必要な最少限の施設、設備の更新あるいは研究者の確保が可能となるよう十分考慮すること。

なお、上記の審査の方針に基づき、補助金の交付先および額を決定するに当っては、学識経験者で構成された諮問機関の意見を聞いて慎重を期することが望ましく、また、この補助金の性格にかんがみ、自立できると思われる研究機関についてはなるべく早く自立するよう指導し、その予算を、重要性の高い研究に従事しているが自立困難な研究機関に重点的に配分するよう考慮すること。

## 2. 対象の範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号および第2号を基として、別表のとおり認定する。

認定の符号は、A、B、Cとし、A（A'はAに準ずるもの）、Bは助成するに適格なものを示し、Cは不適格なものを示す。

### 昭和35年度民間学術研究機関補助金認定一覧

申請研究機関名	認定欄
財団法人 日本民族学協会	A
社団法人 部落問題研究所	A'
財団法人 黎明会徳川林政史研究所	A
社団法人 中国研究所	A
財団法人 九州経済調査協会	A
〃 国民経済研究協会	A'
〃 政治経済研究所	A
〃 世界経済調査会	A'
〃 日本経済研究所	A'
〃 資源科学諸学会連盟資源科学研究所	A
〃 服部植物研究所	A
〃 山階鳥類研究所	A'
〃 黎明会徳川生物学研究所	A
〃 応用科学研究所	A
〃 金属工業研究所	A
〃 石炭総合研究所	A
〃 電磁応用研究所	A'
〃 豊田理化学研究所	B
〃 名古屋産業科学研究所	C
〃 日本色彩研究所	A

申請研究機関名		認定欄
財団法人	木原生物学研究所	A
〃	日本農業研究所	A
〃	大日本蚕糸会蚕糸科学研究所	A'
〃	乙卯研究所	A
〃	化学療法研究会化学療法研究所	A'
〃	癌研究会癌研究所	A
〃	佐々木研究所	A
〃	労働科学研究所	A